

名寄市告示第38号

次のとおり、名寄市道路情報管理GIS導入事業について、公募型プロポーザル方式により実施するので、企画提案書の提出を希望する事業者を募集する。

令和6年4月23日

名寄市長 加藤 剛 士

記

1 事業名

名寄市道路情報管理GIS導入事業

2 事業内容

名寄市道路情報管理GIS導入事業仕様書のとおりとする。

3 事業期間

契約開始日から令和7年3月31日までとする。

※令和7年3月からシステム稼働とする。

※令和7年度以降の運用保守業務は別契約として年度毎に協議の上締結する。

4 参加申込期限

令和6年5月7日（火）午後5時必着

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 道路情報管理GIS導入事業を行うにふさわしい計画力・資力等を備えた事業者であること。
- (2) 国又は地方公共団体において道路情報管理GIS導入等の実績があること。
- (3) 北海道内に本社又は受任者として支店・営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税、法人事業税）を滞納していないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている等の経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 名寄市暴力団排除条例（平成25年名寄市条例第26号）第2条第1号から第3号までに該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成25年名寄市告示第1034号）第6条による措置を受けていない者であること。
- (9) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (10) その他必要と認められる要件

6 手続等

- (1) 名寄市道路情報管理GIS導入事業プロポーザル実施要領、仕様書、機能確認票及び各種様式等は、名寄市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。
- (3) 企画提案書は、1事業者1提案とする。

7 連絡先

〒098-0507 北海道名寄市風連町西町196番地1
北海道名寄市建設水道部都市整備課管理係
電 話：01655-3-2511（代）内線2210
F A X：01655-3-3450
E-mail：ny-kanril@city.nayoro.lg.jp